

聖隷クリストファー大学 4 号館音楽室課外使用規則

(目的)

第 1 条 この規則は、聖隷学園施設、設備及び備品使用規程第 10 条の規定に基づき、聖隷クリストファー大学 4 号館 4 階音楽室(以下、「音楽室」という)を学生が課外に使用するにあたり必要なことを定めます。

(使用の原則)

第 2 条 音楽室を課外活動に使用するにあたっては、学生サービスセンターで所定の手続きを行ってください。

(使用責任者)

第 3 条 音楽室を課外活動に使用するにあたっては、学友会会長が使用責任者となります。

(使用時間)

第 4 条 音楽室の使用時間は、原則として以下のとおりとします。

- 平日 8 時 30 分から 21 時まで
- 土曜日 8 時 30 分から 17 時まで

2. 日曜日、国民の祝日及び聖隷クリストファー大学が定める休日は使用できません。

3. 長期休業期間において、事務部が業務を行わない期間は使用できません。

4. その他、授業、行事、入試等により使用できない場合があります。

(使用上の諸注意)

第 5 条 音楽室を使用するにあたっては、以下のことを遵守して使用してください。

- (1) 楽器の音量は周辺施設の迷惑にならないように配慮してください。
- (2) 使用者は使用後に清掃し、常に整頓に努めてください。
- (3) 飲酒、喫煙及び飲食物の持ち込みはしなでください。
- (4) 楽器及び機器類は、乱暴に扱わないでください。
- (5) クラブ・サークル活動で使用する物品は、定められた場所に置いてください。
- (6) 室内への危険物の持ち込み、火器の使用は禁止します。
- (7) 使用後は、電気、空調、施錠を確認して退室してください。

(使用の制限)

第 6 条 音楽室を使用するにあたっては、その使用目的、使用状況に問題があり、音楽室の管理上支障が生じたときは、学生部長と学生サービスセンター長が協議の上、音楽室の使用を制限する場合があります。

(設備・備品の破損)

第 7 条 音楽室の設備、備品を破損もしくは故障させた場合は、速やかに学生サービスセンターに届け出、その指示に従ってください。

(電気使用料の支払い)

第 8 条 学生が課外活動で音楽室を使用した際の電気料金については、年度毎に学友会から聖隷学園に支払うこととします。

(改廃)

第 9 条 この規則の改廃は、学生支援協議会の意見を聞いて大学部長会が行います。

附 則 この規則は 2005 年 4 月 1 日から施行する。
2. 「聖隷クリストファー大学楽器保管室使用規則」は廃止する。